

東海市条例第 19 号

東海市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東海市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 45 年東海市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。